

総行選第78号
令和2年11月16日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総務省自治行政局選挙部長

公職選挙法施行規則及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部
を改正する省令の施行について（通知）

第197回国会において成立をみた漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）は、平成30年12月14日に公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法施行規則及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令（以下「改正則」という。）が、令和2年総務省令第101号をもって、本日公布されました。

改正則は、改正法等による漁業法（昭和24年法律第267号）等の改正に伴い当然必要とされる指定船舶等に係る規定の整理を行うものであり、改正法の施行の日（令和2年12月1日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、改正則による改正後の公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成22年総務省令第61号）の運用に遺漏のないよう改正則の内容を十分御理解されるとともに、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会委員長に対しても、格別の御配慮をお願いします。